

お客様各位

総合口座取引規定改定のお知らせ

平素は、東京シティ信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫は以下の通り総合口座取引規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定日

令和4年4月1日（金）

2. 改定する各種規定等

- ・総合口座取引規定

3. 改定理由

本規定において、総合口座取引が利用可能な年齢を明記した。

4. 新旧対照表

■総合口座取引規定

1. (総合口座取引) (1) の③

改定前	改定後
③第2号の定期預金を担保とする当座貸越（ただし、 <u>未成年者は</u> この取引を利用できません。）	③第2号の定期預金を担保とする当座貸越（ただし、 <u>満20歳未満の方は</u> この取引を利用できません。）

6. (当座貸越) (1)

改定前	改定後
(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。（ただし、 <u>未成年者は</u> ご利用できません。）	(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。（ただし、 <u>満20歳未満の方は</u> ご利用できません。）

5. 改定後の規定当金庫掲載ページ

令和4年4月1日（金）より下記URL、QRコードよりご覧いただけます。

https://www.shinkin.co.jp/to-city/company/kitei_ichiran.html



以上